

地域機構における民主主義体制の集団防衛

——ASEAN と ECOWAS における行動規範の比較——

ゆ かわ たく
湯 川 拓

《要 約》

冷戦後、それまでは内政不干涉原則にもとづく地域秩序を模索してきた途上国地域において、地域機構を通して加盟国内の民主主義を定着・促進させるという「民主主義体制の集団防衛」ともいえるべき現象がみられるようになった。本稿ではそのようなメカニズムが現れる背景について、内政不干涉原則にもとづく地域秩序がかなりの程度保たれてきた ASEAN と 1990 年代以降徐々に加盟国の国内政治体制が民主主義であることを求めるようになった ECOWAS という 2 つの事例を比較することで、従来指摘されてこなかった新たな側面を指摘する。

具体的には、両者の地域秩序のあり方を分かったのは地域全体を不安定化させるような内戦の有無であったことを指摘する。内戦は難民の流出をはじめとする「負のスピルオーバー」を引き起こす。しかし内政不干涉原則のもとではそのような問題に地域機構として対処することができない。よってそのような事象がみられた ECOWAS では内政不干涉原則を墨守する姿勢を捨て、民主主義体制の構築という形で破綻した国家に対して外部から安定的な国内秩序をもたらす仕組みが導入されたのである。

はじめに

- I 先行研究とその説明能力
 - II 途上国地域における地域機構の特徴
 - III ECOWAS——民主主義体制の集団防衛の深化——
 - IV ASEAN——内政不干涉原則の合理性——
- おわりに

はじめに

国際社会における民主主義の位置づけは歴史とともに大きな変化を遂げてきたが、特に冷戦後には国際社会において民主主義の規範化が進

んだと盛んに主張されるようになった。国内において平等で広範な選挙をはじめとする民主主義的な手続きを有することが、国際社会における正統なメンバーシップの条件として求められるようになった、というわけである^(註1)。

そのように国際関係において民主主義が規範化されたことの典型として挙げられるのが、国家間で設立された地域機構とそれによる拘束を通して、国家が互いに国内の民主主義体制を護持しあう、という「民主主義体制の集団防衛」とも呼ぶべき現象である。つまり、ある国際機

構の内部において加盟国間で国内政治体制を規定しあうのである。具体的には、地域機構の重要な条約や宣言において民主主義体制の促進へのコミットメントを盛り込むというソフトな手段から、選挙監視などの実効的な手段、さらにはクーデターが起こった国への当該地域機構のメンバーシップの停止や軍事介入などの強硬な手段まで、さまざまである。

このように本来ならば一国内の問題であるはずの政治体制が国際的に問題視される理由、もしくは近隣諸国の政体が民主的であることを求める理由はどこにあるのだろうか。地域機構における行動規範の比較という視点から考察した時、この問題は特に途上国の地域機構における民主主義体制の集団防衛において顕著である。なぜならば、これらの地域機構ではもともとは国内事項に対する内政不干涉原則を互いに約束しあい、しかもそれがかなりの程度守られてきたにもかかわらず、ある時点から加盟国の国内政治体制について民主主義体制こそが「あるべき政体」だとして主張するようになったからである。本稿ではこの内政不干涉原則から民主主義体制の集団防衛へ、という劇的な行動規範の変化はなぜ生じたのかを明らかにしていく。具体的には、東南アジア諸国連合 (ASEAN)^(註2) と西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS)^(註3) という代表的な2つの地域機構を比較することで、内戦をはじめとする国内秩序の動揺が難民の流出などを通して地域全体を不安定化させ、そのことが地域機構における行動規範を変化させる誘因となることを示していく。

I 先行研究とその説明能力

1. 先行研究

国際政治学においては、1980年代後半から「民主主義国家同士は戦争をしない」というデモクラティック・ピース論をはじめとして、国内政治体制が国家間関係に与える影響については膨大な研究が積み重ねられてきた^(註4)。これらの研究は政治体制を「説明変数」として戦争や貿易などを理解しようとするものであるがそのような研究が蓄積される一方で、政治体制が国際政治という場でどのような扱われ方をされるのかということ自体を研究しようとする試みは少なかった。そのため、本稿で扱う「民主主義体制の集団防衛」のような現象がなぜ現れるのかについても研究は決して多くはない。国外の民主主義の促進についての研究は近年増加しつつあるが、それも対象が国連、アメリカ、EUに偏っており、本稿で焦点を当てる途上国の地域機構における民主主義体制の定着の試みについてはほとんど研究がなされてこなかった^(註5)。他方、比較政治学においては民主化の国際的要因を扱う研究群が存在するが、それらはあくまで国家が民主化することにどのような国際的な要因が効くかをカタログ的に示したものに留まっており、そもそもなぜそのような要因が働くのかという因果関係を説明するところまで踏み込んでいない [Whitehead 1996; Pridham 1991]。したがって本稿が説明対象とする途上国地域における民主主義体制の集団防衛はいまだ萌芽的な研究分野であるが、先行研究によるその要因の説明については以下の3つに分類できる。

第1に、もっともよくみられる議論として、規範やアイデンティティ、社会化 (socialization) といった観念的な要素を重視する立場がある。コミュニケーションやインタラクションを通して規範が内面化されていく [Risse 2000], あるシステムにおいて民主主義国家が増えるほど権威主義国家までも民主主義国家と同じような行動をとるようになる [Kadera, Crescenzi and Shannon 2003], といった議論がこれにあたる。平易な言い方をすれば、民主的な国家が増えていくことで、国内体制が民主的であることを重視するような規範が国際社会において形成されるというわけである。

第2に、新興民主主義国家の政府が権威主義国家への「逆戻り」を防ぐために民主主義体制の集団防衛を用いる、という主張がある。すなわち民主化したものの依然としてクーデターなどによる政権転覆の危険性をもつような新興民主主義国家は自らの体制を定着させるための合理的かつ国際的な手段として、地域機構によって国際的に民主主義体制を護持する、というロジックである。このようなメカニズムを論じたピーヴハウス (Jon C. Pevehouse) は、メンバーにおける民主主義国家が多いほどその地域機構は民主主義体制を防衛するメカニズムを有している傾向があると主張する [Pevehouse 2005, 3-4]。

第3に、大国重視の立場がある。すなわち、国際制度は大国が自国の利益や価値を実現するためのものにすぎないとみなす立場である^(註6)。この見方からすれば、ある地域機構のメンバーにおける大国が民主主義国家であれば、その結果としてその地域機構において民主主義体制の集団防衛が現れる、ということになる。

まとめると、メカニズムはどうあれ第1と第2の立場からすればメンバーにおける民主主義国家が多いほど民主主義体制の集団防衛がみられ、第3の立場からすれば大国が民主主義国家であれば民主主義体制の集団防衛がみられることになる。次項ではこれらによって途上国の地域機構が説明できるのか、具体的なケースをみていくことにする。

2. ASEAN と ECOWAS

上で述べた3つの立場のうちのいずれかのメカニズムによって、民主主義体制の集団防衛はほんとうに現れているのだろうか。ここでは途上国における代表的な地域機構として、民主主義体制の集団防衛の深化が進む ECOWAS と、そのような変化がいまだ非常に鈍い ASEAN という2つの事例をみていくことで民主主義を促進するメカニズムの現出について考察することにする。

本稿では地域機構による民主主義の促進メカニズムをその深化の度合いに沿って、(1)宣言 (地域機構における条約や宣言においてレトリックとして民主主義の価値を盛り込む)、(2)支援 (政治改革に対する財政上、技術上の支援)、(3)コンディショナリティ (政治改革に対する報酬や権威主義化に対するペナルティの付加)、(4)軍事介入 (軍事的な介入によって非正統的な手段によって政権についた政府を打倒し民主的な政権を回復する)、の4つに分ける。ECOWAS が民主主義へのコミットメントを表明するのは1991年7月の「ECOWAS 政治原則宣言」において各国の民主的制度の定着を目指し軍事的な政権交代を非難する旨を表明したのが最初である。これは純粋な「宣言」としての意味しかもたなかつ

たが、1990年代を通してECOWASは加盟国の選挙が円滑にいくように地域的に支援したり選挙監視団を送る（「支援」）、クーデターが起こった国に対して非民主的な政権交代を非難する共同声明を出したり経済制裁を行う（「コンディショナリティ」）、民主主義体制回復のための軍事介入を行う、といった行動をみせ、またメカニズムの法制化も進めてきており、ECOWASの民主主義体制の集団防衛は(1)宣言の段階から(4)軍事介入の段階まで進んでいるといえる。それに対しASEANではいまだ民主主義の規範化はほとんど進んでいない。2003年の「ASEAN第二協和宣言」以降、ASEANは民主主義について言及しはじめてはいるがそれは何ら実行力を有さず、いまだ(1)宣言のごく初期の段階に留まっているといえる。

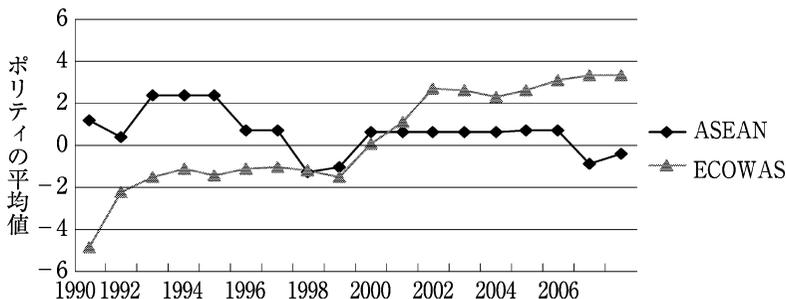
次に、両地域機構のこのように対照的な変化に対する先行研究の説明能力について検討したい。前項の議論から先行研究の第1と第2の立場においてはメンバーにおける民主主義国家の割合が重視されてきたことがわかる。このような「地域の民主化」の度合いをはかるにあたり、一般に用いられるのが、その地域機構のメンバーの民主化の度合いをポリティ・データ

(Polity Data) によりはかりその平均をとる、という手法である^(註7)。そしてそれによりASEANとECOWASの民主化の度合いをはかった結果が図1である。上で述べたようにECOWASで民主主義の集団防衛の制度化がはじまるのが1991年であるため、ここでは1990年代以降の値を示している。このグラフをみると明らかに制度の進展は民主化の度合いと対応していないことがわかる。つまり、民主化がより遅れたECOWASにおいて先に民主主義の集団防衛の深化が進んでいるのである。

続いて大国を重視する先行研究の第3の立場を考えてみよう。ECOWAS内の大国であるナイジェリアが民主化したのが1999年、ASEAN内の大国であるインドネシアが民主化したのが1998年であり、やはりこれらと民主主義の集団防衛の進展は対応していない。それどころかECOWASでは非民主主義国家であるナイジェリアが隣国の民主化を促進する、という規範的な視点からは理解しがたい現象が観察される。

よって、先行研究の枠組みではASEANの無変化とECOWASの変化はうまく説明できないことになる。そしてASEANとECOWAS

図1 ASEANとECOWASにおける民主化の度合い



(出所) <http://www.systemicpeace.org/polity/polity4.htm>.

は代表的な地域機構であり「統計上の例外」とするには重要すぎる存在である。では、何によってこれらは説明されるのか。次節ではこれらの地域機構がもともと内政不干渉原則を掲げていた理由に立ち戻って考えていきたい。

II 途上国地域における地域機構の特徴

国家が特定の地域機構を設立することで平和を目指す、あるいはその地域に秩序をもたらそうとする、という場合に代表的な例として挙がるのが欧州統合であろう。域内国家同士の国際関係の安定を模索するにあたり、EUでは超国家機関に主権を委譲するという形で統合による平和が達成されてきた。しかしアフリカ統一機構(OAU)、米州機構(OAS)、アラブ連盟、ASEAN、南アジア地域協力連合(SAARC)などの途上国における地域機構においては加盟国の主権を委譲するのではなく、逆に分権を徹底することで個々の主権を強化するなかで平和を目指した点にその特徴がある。

具体的には、まず制度的な特徴として、「主体」としての性格はもたずあくまで「場」としての機能が期待された。EUのような超国家的な性格をもつ地域機構はそれ自体が加盟国と並列的な(あるいは加盟国よりも上位の)「主体」として行動しうる。それに対し、途上国の地域機構においてはあくまで加盟国が集まるフォーラムとしての役割が求められたのである。

そのような「場」としての性格に加え、本稿で重視するのがこれらの地域機構における規範的な特徴である。つまり、第3世界において設立された地域機構では内政不干渉原則をはじめとする主権尊重の規範が単に米ソなどの域外大

国からの干渉を防ぐためだけでなく、自分たちの国家間関係を律する重要なルールとして定められてきた^(註8)。

もちろん内政不干渉原則にせよ領土保全にせよ主権平等にせよ、国連憲章にも記載されている国際社会一般の原則であるが、途上国の地域機構においてそれらは特に強調されてきた。その背景は以下の2点から理解できる。第1に、第2次大戦後に独立したこれらの国々はいわゆる「弱い国家」であった。つまりいまだ国家形成の途上であり安定した統治を行うことに非常な不安を抱えているという、従来の国際社会では到底考えられないような主権国家が続々と誕生したのである^(註9)。安全保障面でいえばこれらの国の一番の特徴は、その国の政府にとっての最大の脅威が内にある、もしくは最大の急務はまずは国内を安定させ国家建設を遂行することにある、という点にある^(註10)。第2に、途上国地域における国境は非常に恣意的であった。これらの国は独立に際し基本的には植民地時の境界線にもとづいて国境線を定めたが、そのために民族分布などはまったく無関係に線が引かれることになった。このことは国内においてマイノリティ問題を生じさせることで国内の統治をより難しくするばかりか、隣国との関係にも悪影響を及ぼす。すなわち、自国のマジョリティが隣国ではマイノリティ、もしくはその逆、という状況が一般的にみられるために、本来ならば一国内の紛争でも隣国からの介入が非常に起こりやすいのである^(註11)。

この2点から、最大の急務である国内からの脅威への対処が常に隣国との紛争によって阻害されがちな状況が生まれることになる。そしてこの問題が途上国地域ではほぼすべての国に共

有されているために、最優先の課題である国家建設を遂行するために隣国との紛争という障害を取り除こうという共通のインセンティブが生まれる^(註12)。このような相互主義に、途上国地域で地域機構を設立し内政不干涉原則や領土保全という規範を自分たちの国際関係を律するルールとして積極的に掲げる「合理性」がある。国家形成という急務に追われているからこそ、国際関係においては伝統的あるいは保守的な規範にもとづいて安定化を希求する。その意味で内政不干涉、領土保全、主権平等などの国連憲章にある規範は第3世界の国々においては特有の「切実さ」をもつものだったわけである。

そして合理性を有していたからこそこれらの規範は掲げられるだけではなく、実際にかかなりの程度遵守された。たとえば一般に紛争の地域とされているアフリカでさえ、OAUとそれによる内政不干涉原則の遵守については高評価を下す研究者が多い^(註13)。あるいはアフリカにおいて、領土保全はかなりの程度厳格に守られてきた [Zacher 2003]。アフリカでは「国家間の平和」は一定程度保たれており、アフリカを紛争の地域としてのイメージと結びつけているのはあくまで内戦だというのである^(註14)。

もちろんこのようにして保たれる「国家間の安全保障」の裏には、「人間の安全保障」の犠牲が張りついているともいえる。すなわち、独裁者や抑圧的な政府によって人権が侵害されようと、国民が国政から締め出されようと、少数民族が抑圧されようと、それは内政不干涉原則のもとではあくまで「国内の問題」であり決して国際的な問題にしないことで保たれる地域秩序だからである^(註15)。その意味で、途上国における地域機構は何よりも現政権の維持を追求す

るためのものであった。このようななかで国内の民主主義や人権を問うことは、内政不干涉原則にもとづく地域秩序の模索に真っ向から反することになる。また、初期の国家形成がしばしば暴力的な手段をとることを考えると、国際機構という場において互いに内政不干涉原則を約束し国内の統治のあり方を問わないことを確認しあうのは特に重要なことであった。

しかし近年ラテンアメリカやアフリカなどの途上国地域でも民主主義を「あるべき体制」として定め、そのために地域機構が活用されるという「民主主義体制の集団防衛」とも呼ぶべき現象が起ころはじめている。このような地域的規範の転換はどのようにして起こったのか、それは単に「民主主義規範が伝播したから」「その地域において民主主義国家が増えたから」として理解してよいのか。次節ではそのような変化を経験した ECOWAS の事例を詳しくみていくことにしよう。

III ECOWAS

——民主主義体制の集団防衛の深化——

ECOWAS は 1975 年に関税障壁の撤廃や人・資本・サービスの自由移動、経済政策の調和などの経済統合を目標とする地域機構として設立されたが、その成果は、第3世界における多くの地域統合の試みと同様、著しくかぎられたものであった。しかし ECOWAS は経済協力では特筆すべき点は少ないが、政治・安全保障面においては意味をもつ組織であった。

具体的には、第1に、各国の首脳や外相が集まるフォーラムの提供という役割を果たした。対立している国のリーダーが定期的に会う場を

提供することは、紛争解決の話し合いや信頼醸成のためにも意味があったのである。第2に、条約によってルールや規範を明確化した。1978年には「相互不可侵についての議定書」を採択しメンバー国間の紛争についての取り決めを行った。「他の国からの攻撃や侵略の恐怖から自由な友好的な雰囲気」を醸成することを目標とするこの議定書では「加盟国は互いの関係において武力による威嚇や武力の行使、もしくは国連憲章やOAU憲章に反する手段を控えるべきである」とされており、自己を包摂する地域機構であるOAUの規範——つまり内政不干涉や領土保全といった主権を絶対視する規範——にしたがってメンバー国の領土保全や独立を尊重することが強調されている。1981年には「防衛に関する相互援助の議定書」を採択し(1)域外国の侵略への対応、(2)加盟国間の紛争への対応、(3)加盟国の国内紛争への対応、の3つについて規定した。これらの詳しいメカニズムについてここでは触れないが、この議定書で重点が置かれていたのは(1)の域外侵略国に対する集団防衛メカニズムの設立についてであった^(註16)。

この2つの議定書からわかるように、1980年代までは基本的にECOWASでは国家間紛争の解決を念頭に制度化がなされてきた。そしてその手段としては地域機構が「主体」として調停や派兵を行うというよりは、内政不干涉原則や領土保全を確認しあうための「場」の提供によるところが大きかった。実際、ECOWASでは各国が拒否権をもっており、投票も行われずあくまでコンセンサスによって物事を決めており、超国家的な要素は皆無であった[Asante 1986, 67-73]。

そしてかなりの程度ECOWASは国家間紛

争の抑制に成功してきた。決して国家間の相互不信や対立が完全に解消されたわけではないが、少なくともそれが戦争という規模にまで発展することはほとんどなかった。その意味で西アフリカはラテンアメリカなどと並んで「平和の地帯」として挙げられることもある[Kacowicz 1998]。しかし問題はこのような内政不干涉にもとづく国家間の平和とともに、「西アフリカはもっとも不安定な地域のひとつ」[Kacowicz 1998]と評されるほどの無秩序が国内において存在したことにある。つまり、国内秩序に目を向けてみれば、西アフリカではアフリカの他の地域と比べてもクーデターや内戦が多く、国家間の安定と国内の不安定が対照的に共存する地域なのである。そしてこのような国内紛争は一国内に留まらず、近隣諸国に深刻な悪影響を与え、結局は地域全体を不安定化させることになる。

そのような負のスピルオーバーとして第1に挙げられるのが難民の流出である。短期間に大量の難民が他国に移動することは、その国の公衆衛生の悪化やエスニックバランスの崩壊、兵士や武器の流入、経済活動の阻害、などの悪影響を及ぼす^(註17)。第2に、内戦自体の波及がある。これは上で述べた難民の流出の結果として生じる場合もあるが、他にもある国の内戦が他国内のアジテーションを助長したり、マイノリティに反政府活動の成功可能性をそれまでよりも高く見積もらせるというデモンストレーション効果も重要である[Lake and Rothchild 1998, 25-29]。第3に、経済成長の著しい鈍化が挙げられる。ある国の内戦は当事国の経済成長を鈍らせるだけでなく、貿易や投資の減少やその地域における経済協力もしくは経済統合の阻害と

いう形で、周辺国に対しても悪影響を与えるのである [Murdoch and Sandler 2004]。

これらから、内戦状態にある国に平和をもたらすことはその周辺国にとっても利益になることがわかる。しかし内政不干涉原則や全会一致をルールにしている以上、地域機構が国内紛争においてできることは極めてかぎられている。したがって、互いの主権を尊重しあうことで国家間関係をある程度良好に管理できたとしても内戦による負のスピルオーバーに対して何ら手を打てないという意味において、ECOWAS という地域機構がその地域の秩序に対して果たす役割は限定的なものにならざるをえない^(註18)。特に冷戦後そのような傾向は顕著となり、その結果として起こったのが1990年のリベリアへの介入とそれに続く「民主主義体制の集団防衛」の進展である。ECOWASのリベリアやシエラレオネの内戦に対する介入についてはすでに多くの研究が存在するため^(註19)、ここでは内戦の介入に引きずられるようにして民主主義体制の集団防衛が現れたことに焦点を絞って述べていく。

1990年のリベリアへの介入はそれまでの主権尊重と内政不干涉を墨守する立場からすればひとつのターニングポイントであった。隣国への波及を懸念するナイジェリアの提案によって、内戦状態のリベリアに西アフリカ諸国経済共同体停戦監視団 (ECOMOG) が派遣された。このリベリアへの介入を正当化する際に ECOWAS 側が掲げた理由は大きく2つある^(註20)。ひとつは地域全体の不安定化であり、特にリベリアからの難民はシエラレオネ、ギニア、コートジボワールの3国で75万人という多数にのぼり、深刻な被害を与えた。難民だけ

ではなく、リベリアの内戦は小型武器の拡散も生じさせ、また、周辺諸国は内戦の伝播を警戒した [Kabia 2009, 79]。実際、ECOWAS の調停委員会もリベリアの内戦を地域全体の平和と安定を揺るがすものとする見解を明らかにしている。もうひとつの理由は人道的な理由である。つまり、文民の殺戮をやめさせることを目的として挙げているのである。そしてそれと同時にリベリアに民主的な制度を復活させることも主張された。たとえば1990年に ECOWAS で設立された常設調停委員会に採択された和平プランでは民主的な選挙にもとづく政府の樹立が盛り込まれている^(註21)。

その後、ECOWAS は1991年の「ECOWAS 政治原則宣言」で初めて正式に加盟国の民主主義についての宣言を行い「メンバー各国の民主的制度の樹立と円滑な機能に対して、一貫したコミットメントを行うこと」を掲げるとともに、武力による政権の奪還を非難する旨を主張した。さらに1993年には「修正 ECOWAS 条約」で「メンバー国における民主主義体制の促進と定着」を組織の重要な原則として掲げ、地域機構として本格的に民主主義の価値を主張した^(註22)。また民主主義原則へのコミットメントとしては、平和協定が結ばれた後のリベリアで1997年に選挙が行われることになると ECOWAS はいまだ軍政であったナイジェリアのイニシアチブのもとにその支援に乗り出し、実行面でも民主主義の促進を深めた [Adebajo 2002, 65]。

このように ECOWAS における民主主義へのコミットメントはリベリアの内戦ならびに平和構築への参加に付随して発生したといえる。それがさらに深化していく転機になったのが1997年のシエラレオネにおける内戦への介入

である。シエラレオネでは1997年に起こった軍事クーデターの結果、前年の選挙によって選ばれた大統領は国外に脱出し、軍事政権はむこう4年間は民政移管のための選挙は行わない旨を表明した。他方民政下で締結された反政府武装勢力との無期限停戦協定が意味をなさなくなり、シエラレオネは再び内戦状態に陥った。これに対しECOWASはクーデターの非難や経済制裁を経て、武力行使に踏み切ることになる。その際、ECOWAS外相会議で出された和平プランでは介入の目的として、(1)選挙で選ばれたがクーデターによって打倒されてしまった正統な政権の復帰、(2)平和と安全の回復、(3)難民問題の解決、が挙げられている〔Francis 1999, 150〕。(2)と(3)に関しては、国連安保理が決議1132でシエラレオネの状況を「国際の平和と安全に対する脅威」を構成するものとして位置づけたことと同様の姿勢であるといえる。シエラレオネからの難民の流出はギニアとリベリアにおいて特に深刻であり、両国で50万人にもものぼった。特に当時不安定な状態にあったリベリアがこの難民問題によって再び無秩序状態へと逆戻りすることが懸念された〔Francis 2001〕。つまり、シエラレオネ国内の人的状況と、難民を中心とする周辺国への被害という負のスピルオーバーが問題視されたわけである。

しかしECOWASという地域機構にとって重要なのは、このシエラレオネへの介入ではリベリアの場合とは違い、はっきりと民主主義の促進をその主たる目的として強調した点にある。もしくは、クーデターによって成立した政権を明示的に拒絶したという意味でもこのケースは従来の行動様式に大きな変化をもたらしたといえる。アフリカにおいてクーデターは頻繁にみ

られる現象であったし、わけても西アフリカではそうであった。もしくは前節で述べたように、途上国地域では国内こそが最大の安全保障上の問題であるために、他国内の人権や民主化を問題化させるのを控えることで国家間関係を安定化させる傾向があった。たとえばアフリカ研究者のHerbst (2000, 110)はアフリカでは最小限の効果的な国内主権（つまりは首都の統治）さえ有していれば正統な国家として認められることを述べ、トーゴで1963年にクーデターで成立した政権もロメを支配していたためにその正統性を認められていたとしている。そう考えると、ECOWASにおいてクーデターを否定したかわりに「正統な政府」の回復を主張したことはそれまでの国際関係からの逸脱であり、非常に興味深い。実際、シエラレオネでは最終的に、クーデター以前の、選挙で選ばれた政権が復活することとなった。これは武力を用いて民主的な政権を回復させるという意味で、外部からの民主化としては相当踏み込んだ形態である。

このように民主化の促進を明示したシエラレオネへの介入以降も、1998年のギニアビサウの内戦に対してECOMOGを派遣した。この際もECOWAS側はクーデターを批判し、「正統な政府」の回復を目的として掲げている。さらに1999年のコートジボワールのクーデターに対しては6カ月以内に民主的な政体の樹立を要求するなどの強硬的な姿勢をみせ、最終的に複数政党制にもとづく選挙が導入されることになった〔Gude 2005, 71-77〕。その後、コートジボワールでは2002年に内戦が勃発したが、それに対してECOWASは4回目となる停戦監視部隊を派遣した。

このような強制措置に加えECOWAS諸国

はニジェール（1999年）、ガンビア（2001年）、シエラレオネ（2002年）など多くの選挙に対して選挙監視団をECOWASとして送っている。平和構築における民主化過程においては政府が正統性を有しているか否かが極めて重要であるため、選挙が自由で公正なものであることが求められる。そしてその際、国際的な選挙監視は選挙の結果を正当化するという重要な機能を果たしうる。このような平和構築における選挙監視の有用性はアフリカの地域機構においても認識されており、ECOWASの他、アフリカ連合（AU）や南部アフリカ開発共同体（SADC）なども選挙監視のガイドラインを有している[Akokapari and Azevedo 2007, 81-82]^(註23)。

また、このように内戦への対処が先行して進められた民主主義へのコミットメントは、後追的に制度化されていくことになる。1999年には「紛争の予防・管理・解決、平和維持と安全保障のためのメカニズムに関する議定書」では民主主義政権の転覆に対する介入の正当化についてのルールを制定し、2001年の「グッドガヴァナンスと民主主義についての議定書」によって選挙監視の制度を整備するとともに民主化のための介入に法的な根拠を与えた。つまり、ECOWASでは実行に追いつく形で制度としての民主主義の集団防衛が整備されていったのである。

もちろん、隣国の内戦を抑制し安定した国内体制を築くという「目的」のためになぜその国に民主主義を構築するという「手段」が採られるのか、という点は別に論じなくてはならない。その理由としては第1に、内戦後の秩序形成において選挙にもとづく民主的な政府を築くことの有用性が挙げられる。まず、民主的な政府が

権威主義的な政府と比べて比較的広い層からの支持を得ることができることにより、政府は正統性を得ることができる。また、権威主義体制に比べ権力分掌の度合いが高いために敵対する勢力も受け入れやすい体制を築くことができる^(註24)。このような効果としては、シエラレオネにおいて反政府武装集団も政府側に包摂することを保証した1999年のロメ和平合意を挙げることができる。もっとも、平和構築において民主的な政府を（特にその初期段階において）作るという選択肢は必ずしもその国の安定に寄与するわけではない、という点では議論の余地がある。しかし、第2の理由として、冷戦後、欧米が民主化を重視し、また、リベリアやシエラレオネなどに対しECOWAS主導とはいえそこに国連も関わるなか、民主主義政府もしくはある独裁者の後に新たな独裁者を置いてそれで済みます、というのは実際には考えられないオプションだったといえる。このような「目的」と「手段」の両面を理解して初めて非民主主義国家が隣国の民主化を推進する、という現象が理解できる^(註25)。

以上の議論より、ECOWASでは第1に国内秩序の動揺とその地域秩序への波及が存在し、それに対して統治能力と正統性を有する国内政治体制を地域機構が外部から構築する必要性があり、そのための手段として後追的に民主主義の集団防衛のシステムが整備されてきたことがよくわかる。言い方をかえると、西アフリカにおいては内戦による負のスピルオーバーという地域的問題の発生とそれへの対処が、結果的に地域の民主化を促す方向に作用したのである。実際、上で述べたようにリベリアにしろシエラレオネにしろ、ECOMOGの派遣に際しては民

主義や人権という人道的な理由とともに難民の流出などによる地域の不安定化の防止が常に両輪のように掲げられてきた。そのために「地域の民主化」の度合いが低くとも、もしくは地域大国であるナイジェリアが民主化していなくとも、ECOWAS では民主主義体制を促進し定着させるインセンティブが生まれたのである。

あるいは、ECOWAS のようにアフリカの脆弱な国家群による民主主義の集団防衛の試みは、冷戦後に欧米の先進国がコンディショナリティなどの形で民主主義を求めてくるようになったことの結果だ、という域外大国を重視する見方もありうるかもしれない。たしかにアフリカの民主化において欧米からの要求のもつ意味は大きい^(註26)。しかし軍事的な介入にまで踏み込む、ECOWAS という地域機構における民主主義の集団防衛は、単なる域外へのアピールにしては深化しすぎているとみるべきだろう。また、ECOWAS の試みはアフリカの他の地域と比べても際立っている^(註27)。本稿ではその点を内戦による負のスピルオーバーへの対処という点から説明したのである。

このような民主主義の集団防衛の深化は1990年代以前のECOWASのあり方からすると大きな変化である。第1に、制度的な面ではECOWASは最早加盟国が集う「場」あるいは「フォーラム」としての意味合いを大きく超えて、紛争を解決する「主体」としての性格を獲得している。第2に、規範的な面では、民主主義規範を掲げることが内政不干渉原則を乗り越える試みなのかどうかという法的な問題について、ECOWAS自体は見解を示してはいない。しかし、1990年代に入るまではあくまで国内のガヴァナンスのあり方を問わず互いに現政権

の正統性を認め合っていたのに対し、選挙を行う民主的な政体を「正しい政権」として定めるようになったこと、そしてその維持や回復のための具体的なメカニズムを具備するに至ったことは大きな転換である。また、介入(intervention)という観点からみると、「(西アフリカという)サブリージョンにおける平和と安定への深刻な脅威を与える」国内紛争や「人権や法の支配の深刻かつ大規模な違反」に対して武力介入することを法的に整備している^(註28) ECOWASは、地域機構として他に類をみない極めてユニークな制度を形成するに至ったと評価でき[Stromseth, Wippman and Brooks 2006, 34]、その意味で内政不干渉原則を中心とする行動規範からは大きな変化を遂げたと理解することができよう。

IV ASEAN

——内政不干渉原則の合理性——

ASEANは1967年に経済社会協力を謳って設立されたが、ECOWAS同様にその存在意義は政治・安全保障の面にあった。そしてそのための地域的規範においてはやはり互いの主権を尊重しあうことが前提とされ、なかでも内政不干渉原則がひとつの大きな軸となってきた。ASEANでは初期の時点から合意文書においても演説等の言説においても内政不干渉の重要性は強調されてきた^(註29)。それが結実したのが1976年に初めて開かれたASEAN首脳会議(バリサミット)で採択された「東南アジア友好協力条約」と「ASEAN協和宣言」という2つの重要な条約である。そこでは内政不干渉原則を含む国際社会の一般的規範がASEANの

規範として記載されている。このように、内政不干渉原則や領土保全などの主権を絶対視する規範を確認しながら信頼醸成を進めるといふ構図自体は基本的に ECOWAS と同様である。そして対立の芽を数多く抱えた ASEAN 諸国は ASEAN の設立を期に信頼醸成を進め、加盟国間における武力衝突はほとんど経験してこなかった。このような ASEAN の平和を説明する際、ASEAN 研究では内政不干渉原則という規範の存在が重要な要因として挙げられてきた^(#30)。しかしこれまで述べてきたように内政不干渉原則を自分たちのルールとして重要視することはアフリカの地域機構でもかわりはない。問題はそれが ASEAN では、内政不干渉原則を内面化することで成功をもたらしたとポジティブに評価され [Acharya 2001]、アフリカの地域機構では、内政不干渉原則があることが活動を制限するとネガティブに評価された [Wembou 1994] ことにある。同じように内政不干渉原則を遵守してもその評価が異なる。これはどのような理由によるものなのだろうか。

結局、ASEAN と ECOWAS との違いは主権尊重規範を内面化したか否かという点にあるわけではなく、ASEAN では国家間の平和だけではなく国内でも多くの場合平和が保たれたことが重要だったのである。もちろんこの地域もミャンマーやフィリピン、インドネシアをはじめとして、民族問題に端を発する紛争は多い。しかしそれらは政権を倒すほどのものではなかったし、大規模な難民の流出や内戦の波及などによって地域秩序を脅かすものでもなかった。安定した国家間関係を享受する ASEAN 諸国は国家建設に専念し、経済的に停滞する ECOWAS 諸国とは対照的に急速な経済発展を

遂げた。その結果、統治される領域が国民を構成しているかはともかく、ASEAN 諸国では国家の権威と権力が地方にまで行き渡り内政は安定を実現することとなった [藤原 2005, 238-240]。つまり ASEAN においては内政不干渉によって隣国の阻害なしに国家建設を進める土壌が提供された後に、それに成功したのであり、その意味で内政不干渉原則はこの地域では合理性を保ち続けていたといえる。そしてこのような内政不干渉原則の合理性の持続が、地域の民主化が民主主義の集団防衛の進展につながりにくい条件を生み出している。

もちろん ASEAN においても、加盟国の民主化が国家間協力に何の影響も与えなかったわけでもなければ加盟国の国内統治メカニズムが地域的にまったく問題にならなかったわけでもない^(#31)。ASEAN 内にはミャンマーという国際的にも注目を浴びる軍政が存在するからである。ミャンマーへの介入が最初に大々的に問題となったのが 1997 年のミャンマーの ASEAN 加盟と、その後 1998 年に起こった「柔軟関与」(flexible engagement) という内政不干渉原則を代替するような新たな概念をめぐる加盟国間の論争である。そこでは域内においていち早く民主化を遂げたタイとフィリピンがミャンマーの抑圧的な国内状況を問題にし、その加盟延期や関与の必要性を主張したが、それは他の加盟国から「内政不干渉原則という ASEAN Way に反する」という反対にあって頓挫することになった^(#32)。その後はいったんミャンマーへの非難は沈静化するが、2003 年のミャンマー国内における大規模な民主化運動の弾圧を期に ASEAN 諸国によるミャンマーへの非難は顕在化しはじめ、2006 年には形の上では自発的

に辞退したということにはなっているが、実際には加盟国からの働きかけもありミャンマーはASEANの議長国を辞退した^(註33)。他方、2003年の「ASEAN第二協和宣言」や2008年に発効された「ASEAN憲章」などにおいて、民主主義の価値が主張されはじめている。

これらの変化はASEANの歴史上、決して軽視できるものではないし、たとえば民主主義の促進が「ASEANの促進」として「ASEAN憲章」に盛り込まれたことは、部分的とはいえ従来の内政不干渉原則が後退したものとして理解することもできる^(註34)。しかし民主主義を掲げ、メカニズムを法的に整備し、選挙監視団を送るなどの活動を実践しているECOWASとの間には圧倒的に程度に差があるのは明らかである。また、上で述べたようにインドネシアやフィリピンといった改革派の試みはあくまで保守派が許容できる範囲内に留まっている。さらに、上述の「ASEAN第二協和宣言」や「ASEAN憲章」でも内政不干渉原則の重要性が変わらず記載されており、また、2006年のタイのクーデターについてはASEAN諸国は沈黙を保つなど、ASEANの変化はかぎられている。

このような両者の差が、第I節で述べたように民主化の度合いに求められないとすれば、それは「内政不干渉原則の合理性の持続」に求めることができるというのが本稿の立場である。つまり、ASEAN諸国はこれまで内政不干渉を保つことによる国家間関係の円滑化と隣国の災厄を座視することによる国内問題のスピルオーバーの間のジレンマに立たされることがなく、あくまで内政不干渉原則にもとづいて地域秩序を保つことができたために、介入してまで

も他国のガバナンスを整備するインセンティブが生じにくいのである。そのため「改革派」は「反対派」に押し切られがちになる。ASEANが内政不干渉原則にもとづいて地域秩序を保ってきたことを考えれば、1998年のミャンマーへの関与をめぐる域内論争においてインドネシアのアラタス外相がタイのスリン外相の提案を非難して、「内政干渉を許せば我々は懐疑と緊張に満ちたASEAN以前に戻ってしまう」と述べたのも説得力をもって来るだろう^(註35)。また、ECOWASでみられたような、権威主義国家までも民主主義体制の集団防衛の必要性を主張するという特異な現象はASEANではみられない。ヴェトナムなどのASEANのなかの権威主義的な国は民主主義をASEANとして掲げることに非常に消極的である。内戦のスピルオーバーを防ぐという必要性が存在したECOWASとは違い、ASEANでは民主主義を掲げることは権威主義国家にとってみれば将来の自国への不本意な介入の可能性を増すというマイナス面ばかり目立つからである。

経済協力、もしくはテロ対策や環境問題など比較的新しい国境を越える問題についてはASEANは内政不干渉原則を乗り越えて新たな形の協力を行いはじめている。ただ、内政不干渉原則から民主主義体制の集団防衛へ、という本稿で扱った変化についてはASEANの動きはいまだ非常に鈍い。ASEAN諸国は一定程度選択的に行動しており、すべてのイシューにおいて教条的に内政不干渉にしがみついているわけではないのである^(註36)。

おわりに

本稿では途上国の地域機構を対象とし、内政不干渉原則を中心とする主権を絶対視する規範を重視していた状態から、民主主義体制を「あるべき政体」として定めその定着・維持のために具体的なメカニズムを整備する「民主主義体制の集団防衛」の深化へと変化する要因を探ってきた。具体的には、そのような転換をみせた ECOWAS と内政不干渉原則を維持する ASEAN の違いを説明するのは、先行研究が重視するようなその地域における民主化の度合いや地域大国の民主化ではなく、一国の内戦が地域全体にスピルオーバーしていくという事象が起こったか否かという点に求められることを示した。ECOWAS では地域を不安定化させる主要因である内戦に対処できないという理由で内政不干渉原則はその合理性を低下させ、かわりに民主主義の集団防衛によって国内のガヴァナンスにまで踏み込むようになった^(註37)。その一方で、内戦を免れた ASEAN では内政不干渉原則にもとづく国家間関係の構築は合理性を保ち続けたのである。

以上の結論は民主主義体制の集団防衛の出現・深化に対してこれまで見落とされてきたメカニズムを指摘しており、特に国家が民主主義を促進するために国際的に協力することの裏には、単に「民主主義が規範化したから」では済まされない、合理的な理由が存在することを示したことに意義がある。もっとも本稿の射程はあくまで ASEAN と ECOWAS に留まっており、すべての事例をこのような内政不干渉原則の合理性の低下から説明できるわけではないだ

ろう。具体的にはラテンアメリカの OAS やメルコスルにおける民主主義体制の集団防衛もケースに含めた、より包括的な研究が今後の課題である。

(注1) このような議論は国際法分野でいち早くみられた。たとえば Franck (1992) 参照。国際社会の正統なメンバーシップの議論としては、Barkin and Cronin (1994) がある。

(注2) ASEAN の原加盟国はインドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、タイであり、その後、ブルネイ (1984 年)、ベトナム (1995 年)、ミャンマー (1997 年)、ラオス (1997 年)、カンボジア (1999 年) がそれぞれ加盟した。

(注3) ECOWAS の原加盟国は、ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、トーゴの 15 カ国。カーボ・ヴェルデが 1977 年に新規加盟、2000 年にモーリタニアが脱退。

(注4) デモクラティック・ピース論については Russett (1993) 参照。また、それに批判的な議論としては Rosato (2003) がある。

(注5) 民主主義の促進についての一般的な研究として Carothers (1999) 参照。

(注6) 自国の政体を他国に強制する事例を網羅的に収集した Owen (2002) も大国にそのような傾向がより顕著にみられることを指摘している。また、国際制度をパワーバランスの現れにすぎないとみなす研究の典型として、Mearsheimer (1994) がある。

(注7) 「地域の民主化」をはかる指標については Kadera, Crescenzi and Shannon (2003) ならびに Pevehouse (2005) 参照。なお、ポリティはデモクラティック・ピース論など、一般に民主化の度合いをはかる際に用いられる指標である。執行府の選出法、執行府の独立性、政

治的競争度の3つの要素から各国の体制を-10から10の範囲でポイントづけしており、数値が大きいほど民主的である。一般には6もしくは7以上が「民主主義国家」として扱われることが多い。

(注8) 第3世界にみられる主権を絶対視する姿勢についてはAyoob (1995)ならびにClapham (1999) 参照。また、途上国の地域機構についての比較研究として、Acharya and Johnston (2007) がある。

(注9) 「弱い国家」の概念についてBuzan (1991) 参照。また、このように国内の実効統治ではなく国際的な承認により正統性を担保するという異形の国家をジャクソンは「擬似国家」と呼んだ [Jackson 1990]。

(注10) このような「弱い国家」からなる途上国の国際関係は国家間戦争を脅威として想定してきた伝統的な国際関係とは大きく異なるとしばしば主張されてきた [Ayoob 1995; Dunn and Shaw 2001; Job 1992]。「弱い国家」という特徴が、内政不干渉原則や既存の国境の墨守をはじめとする現状維持志向という特徴へ向かわせたと論じる本稿も基本的にはそのように途上国地域の国際関係の特異性を主張する姿勢をとっている。ただし、最大の脅威が国内に存在するという途上国の特徴は、通常は国際関係をさらなる無秩序へと悪化させてしまうとする論者が多い [Holsti 1996; Miller 2007]。しかし本稿では以下で述べるように国内の不安定さは必ずしも国際関係の不安定化につながるわけではなく、むしろ安定化につながる場合もあると考えている。同様の見方をするものとして、Zacher (2003) ならびにKapil (1966) 参照。

(注11) 民族分布が国家間紛争に重要な影響を与えることを指摘する研究として、Saideman (2001) がある。

(注12) ASEANを観察した山影進は、国民統合の希求を共有した国家間でその推進のために地域統合が進んだとして、「国民統合のための地域統合」という概念を理論化した。山影 (1987) 参照。

(注13) そのような研究として、Wembou (1994) や Alagappa (1995) などがある。

(注14) このような「アフリカの平和」の統計的解釈については、Lemke (2003) も参照のこと。

(注15) この点については、吉川 (2007) も参照。

(注16) 詳しくは、Okolo (1985) 参照。

(注17) 難民の流出と国際関係については、Salehyan and Gleditsch (2006) 参照。

(注18) これはOAUが直面した問題と同じものでもある。OAUを「成功」と評する研究者はほとんどいないが、その理由は内戦に対して何ら有効な手を打てないことにあった。そしてアフリカでは内戦こそが一般にみられる武力紛争なのである。この点についてはWilliams (2007) 参照。

(注19) たとえばDeme (2005) や Adebajo (2002), Kabia (2009) 参照。

(注20) ECOWASによるリベリア介入の正当化については、Ofuately-Kodjoe (1994) 参照。

(注21) ECOWAS Decision A/Dec. 1/8/90 on the Ceasefire and Establishment of an ECOWAS Ceasefire Monitoring Group for Liberia, in *ECOWAS Official Journal*, 1992.

(注22) ちなみに、この条約は前文で効果的な地域統合のためには「国家主権を部分的および漸進的に共同体へと委譲すること」が明記されている。前節で述べたように途上国における地域機構では主権を委譲する志向はみられずあくまで各国のもつ主権を互いに尊重しあうことが期待されていたことを考えると、この文言は特徴的である。

(注23) つまり、途上国の地域機構による選挙監視は選挙に対する「お墨つき」を与え政権に正統性を付与することで、平和構築を円滑に進める機能が期待されているわけである。そのため紛争に逆戻りする可能性の高い国家に対する選挙監視では、小規模の違反は無視されがちであることが指摘されている [Akopari and Azevedo 2007, 81]。もしくは、たとえば2002年

のジンバブエの大統領選において顕著にみられたように、欧米からの選挙監視団が不正と判断した選挙を途上国の地域機構（この場合は AU や SADC）が「極めて自由で公正」と判断するという、ある意味異常な事態が起こることになる。このような現象は途上国地域における民主主義の促進は、規範的な動機によるものではなく国家の安定を達成する「手段」なのだと論じる本稿の見解と整合的である。

（注 24）この点については Hartzell and Hoddie (2003) 参照。

（注 25）非民主主義国家であるナイジェリアが他国の民主化を促進することは、規範的な矛盾として理解されていた。当時そのような判断を下していたものとして、Francis (1999) 参照。

（注 26）アフリカの民主化についてはさしあたり Bratton and van de Walle (1997) 参照。

（注 27）アフリカにおいて民主主義の集団防衛の性格がみられる機構としては他に SADC と AU が挙げられる。しかしいずれの民主主義体制の集団防衛も、ECOWAS より進展の度合いが低い。

（注 28）「紛争の予防・管理・解決、平和維持と安全保障のためのメカニズムに関する議定書」。

（注 29）ASEAN における内政不干渉原則の位置づけの歴史の変遷について、詳しくは山影 (2001) 参照。

（注 30）「ASEAN の永い平和」を規範に引き付けて説明したものとして、Acharya (2001) ならびに Haacke (2003) 参照。

（注 31）加盟国の民主化が ASEAN に与えた影響について論じたものとして、藤原 (2000) ならびに Acharya (2003) がある。

（注 32）この議論について、詳しくは湯川 (2009) 参照。なお、タイとフィリピンがミャンマーへの関与を主張した背景としては、介入を求める世論や民主主義国家であることを国際的に示すインセンティブがあったという両国の民主主義国家としての性格に求めることもできるが、タイについてはミャンマーからの難民や麻

薬の流入への対処という越境問題の面からも理解できる。そのような面を強調する研究として、Katanyuu (2006) がある。

（注 33）この過程については、Haacke (2006) に詳しい。

（注 34）実際、ASEAN における規範論争においてはいち早く民主化を進めたインドネシアやフィリピンが国内の人権や民主主義といった規範を ASEAN として推進することを主張し、ミャンマーやヴェトナム、ラオスといった権威主義国家が内政不干渉原則を盾にそれに抵抗する、というのが基本的な構図としてみられる。

（注 35）1998 年の ASEAN 外相会議における発言 (*Far Eastern Economic Review* 1998 年 8 月 6 日, 24 ページ)。

（注 36）これらイシューごとの違いについて詳しくは湯川 (2008) 参照。

（注 37）石田淳は領域再編にともなう内戦に代表される国内秩序の動揺が国際社会の規範に影響を与え、それがまた国内秩序の構築に影響を与える、という現象を「国内秩序と国際秩序の共振」という形で理論化している [石田 2007]。本稿の ECOWAS の事例はその枠組み内で理解することができると思われる。

文献リスト

<日本語文献>

- 石田淳 2007. 「国内秩序と国際秩序の《二重の再編》——政治的共存の秩序設計——」『国際法外交雑誌』第 105 号第 4 巻 540-563.
- 吉川元 2007. 『国際安全保障論——戦争と平和、そして人間の安全保障の軌跡——』有斐閣.
- 藤原帰一 2000. 「専政の平和・談合の平和——比較の中の ASEAN——」『国際政治』第 125 号 147-161.
- 2005. 「国家形成と地域統合——国際環境のなかの東南アジア——」五十嵐武士編『変貌するアメリカ太平洋世界 2 太平洋世界の国際関係』彩流社.
- 山影進 1987. 「国民統合のための地域統合」『国際

- 政治』第84号 9-16.
- 2001. 「ASEANの基本理念の動揺——内政不干渉原則をめぐる対立と協力——」山影進編『転換期のASEAN』日本国際問題研究所.
- 湯川拓 2008. 「『ASEAN Way 動揺論』再考——外交当事者の言説分析から——」『国際関係論研究』第27号 1-18.
- 2009. 「ASEAN研究におけるコンストラクティヴィズム的理解の再検討——『ASEAN Way』概念の出自から——」『国際政治』第156号 55-68.
- 〈英語文献〉
- Acharya, Amitav 2001. *Constructing a Security Community in Southeast Asia: ASEAN and the Security Order*. London and New York: Routledge.
- 2003. “Democratisation and the Prospects for Participatory Regionalism in Southeast Asia.” *Third World Quarterly* 24(2): 375-390.
- Acharya, Amitav and Alastair Iain Johnston eds. 2007. *Crafting Cooperation: Regional International Institutions in Comparative Perspective*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Adebajo, Adekeye 2002. *Building Peace in West Africa: Liberia, Sierra Leone, and Guinea-Bissau*. London: Lynne Rienner.
- Akokapari, John and Elisabete Azevedo 2007. “Post-Conflict Elections in Africa: Liberia and Guinea-Bissau in Comparative Perspective.” *African Journal of International Affairs* 10(1)(2): 73-92.
- Alagappa, Muthiah 1995. “Regionalism and Conflict Management: A Framework of Analysis.” *Review of International Studies* 21: 359-397.
- Asante, S.K.B. 1986. *The Political Economy of Regionalism in Africa: A Decade of the ECOWAS*. New York: Praeger.
- Ayoob, Mohammed 1995. *The Third World Security Predicament: State Making, Regional Conflict, and the International System*. Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- Barkin, J. Samuel and Bruce Cronin 1994. “The State and the Nation: Changing Norms and the Rules of Sovereignty in International Relations.” *International Organizations* 48(1): 107-130.
- Bratton, Michael and Nicolas van de Walle 1997. *Democratic Experiments in Africa: Regime Transitions in Comparative Perspective*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Buzan, Barry 1991. *People, States and Fear: An Agenda for International Security Studies in the Post-Cold War Era*. London: Harvester Wheatsheaf.
- Carothers, Thomas 1999. *Aiding Democracy Abroad: The Learning Curve*. Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace.
- Clapham, Christopher 1999. “Sovereignty and the Third World State.” In *Sovereignty at the Millennium*. ed. Robert Jackson. Oxford: Blackwell.
- Deme, Mourtada 2005. *Law, Morality and International Armed Intervention: The United Nations and ECOWAS in Liberia*. New York: Routledge.
- Dunn, Kevin C. and Timothy M. Shaw 2001. *Africa's Challenge to International Relations Theory*. Basingstoke: Palgrave.
- Francis, David J. 1999. “The Economic Community of West African States, The Defence of Democracy in Sierra Leone and Future Prospects.” *Democratization* 6(4): 139-165.
- 2001. *The Politics of Economic Regionalism: Sierra Leone in ECOWAS*. Aldershot: Ashgate.
- Franck, Thomas M. 1992. “The Emerging Right to Democratic Governance.” *American Journal of International Law* 86: 46-91.

- Gude, Ken 2005. "Case Studies in Collective Response." In *Protecting Democracy: International Responses*. eds. Morton H. Halperin and Mirna Galic. Lanham: Lexington Books.
- Haacke, Jürgen 2003. *ASEAN's Diplomatic and Security Culture: Origins, Development and Prospects*. London: Routledge Curzon.
- 2006. *Myanmar's Foreign Policy: Domestic Influences and International Implications*. London: Routledge.
- Hartzell, Caroline and Matthew Hoddie 2003. "Institutionalizing Peace: Power Sharing and Post-Civil War Conflict Management." *American Journal of Political Science* 47(2): 318-332.
- Herbst, Jeffery 2000. *States and Power in Africa: Comparative Lessons in Authority and Control*. Princeton: Princeton University Press.
- Holsti, K. J. 1996. *The State, War, and the State of War*. New York: Cambridge University Press.
- Jackson, Robert H. 1990. *Quasi-states: Sovereignty, International Relations and the Third World*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Job, Brian L. ed. 1992. *The Insecurity Dilemma: National Security of Third World States*. Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- Kabia, John M. 2009. *Humanitarian Intervention and Conflict Resolution in West Africa*. Farnham: Ashgate.
- Kacowicz, Arie M. 1998. *Zones of Peace in the Third World: South America and West Africa in Comparative Perspective*. Albany: State University of New York Press.
- Kadera, Kelly M., Mark J. C. Crescenzi and Megan L. Shannon 2003. "Democratic Survival, Peace, and War in the International System." *American Journal of Political Science* 47(2): 234-247.
- Kapil, Ravi L. 1966. "On the Conflict Potential of Inherited Boundaries in Africa." *World Politics* 18(4): 656-673.
- Katanyuu, Ruukun 2006. "Beyond Non-Interference in ASEAN: The Association's Role in Myanmar's National Reconciliation and Democratization." *Asian Survey* 46(6): 825-845.
- Lake, David A. and Donald S. Rothchild eds. 1998. "Spreading Fear: The Genesis of Transnational Ethnic Conflict." In *The International Spread of Ethnic Conflict: Fear, Diffusion, and Escalation*. eds. David A. Lake and Donald S. Rothchild. Princeton: Princeton University Press.
- Lemke, Douglas 2003. "African Lessons for International Relations Research." *World Politics* 56(1): 114-138.
- Mearsheimer, John J. 1994. "The False Promise of International Institutions." *International Security* 19(3): 5-49.
- Miller, Benjamin 2007. *States, Nations, and the Great Powers: The Sources of Regional War and Peace*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Murdoch, James C. and Todd Sandler 2004. "Civil Wars and Economic Growth: Spatial Dispersion." *American Journal of Political Science* 48(1): 138-151.
- Ouatey-Kodjoe, W. 1994. "Regional Organizations and the Resolution of Internal Conflict: The ECOWAS Intervention in Liberia." *International Peacekeeping* 1(3): 261-302.
- Okolo, Julius Emeka 1985. "Integrative and Cooperative Regionalism: The Economic Community of West African States." *International Organization* 39(1): 121-133.
- Owen, Jhon M. 2002. "The Foreign Imposition of Domestic Institutions." *International Organization* 56: 375-409.
- Pevehouse, Jon C. 2005. *Democracy from Above: Regional Organizations and Democratization*.

- Cambridge: Cambridge University Press.
- Pridham, Geoffrey 1991. *Encouraging Democracy: The International Context of Regime Transition in Southern Europe*. New York: St. Martin's Press.
- Risse, Thomas 2000. "Let's Argue!: Communicative Action in World Politics." *International Organization* 54(1): 1-39.
- Rosato, Sebastian 2003. "The Flawed Logic of Democratic Peace Theory." *American Political Science Review* 97(4): 585-602.
- Russett, Bruce M. 1993. *Grasping the Democratic Peace: Principles for a Post-Cold War World*. Princeton: Princeton University Press.
- Saideman, Stephen M. 2001. *The Ties That Divide: Ethnic Politics, Foreign Policy, and International Conflict*. New York: Columbia University Press.
- Salehyan, Idean and Kristian Skrede Gleditsch 2006. "Refugees and the Spread of Civil War." *International Organization* 60(2): 335-366.
- Stromseth, Jane, David Wippman and Rosa Brooks 2006. *Can Might Make Rights?: Building the Rule of Law after Military Interventions*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Wembou, Michel-Cyr Djiena 1994. "The OAU and International Law." In *The Organization of African Unity after Thirty Years*. Westport: Praeger.
- Whitehead, Laurence ed. 1996. *The International Dimensions of Democratization: Europe and Americas*. Oxford: Oxford University Press.
- Williams, Paul D. 2007. "From Non-Intervention to Non-Indifference: The Origins and Development of the African Union's Security Culture." *African Affairs* 106(423): 253-279.
- Zacher, Mark W. 2003. "The Territorial Integrity Norm: International Boundaries and the Use of Force." *International Organization* 55(2): 215-250.

(東京大学大学院総合文化研究科博士課程・日本学術振興会特別研究員，2009年4月14日受付，2009年11月12日レフェリーの審査を経て掲載決定)